

「経営の健全化のための計画」

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

の履行状況に関する報告書

(貸出金の推移)

平成 11 年 12 月
東洋信託銀行株式会社

「貸出金の推移」（「実勢ベース（インパクトローンを除く）」）について

・ 11年9月末の実績等の状況について

当社は不良債権の早期処理を経営上の最重要課題として取組む一方で、金融仲介機能を発揮することが銀行の社会的使命であると認識し、顧客への安定的な資金供給に努めてまいりました。取引企業等においては、借換え需要を除いては設備投資資金・増加運転資金等の所謂前向きな資金需資に乏しいものの、取引先新規開拓等を含めて資金供給に注力しております。

11年9月末国内向け貸出は、72,470億円（前期末比1,316億円増）、うち中小企業向け貸出は、26,722億円（同132億円増）となりましたが、この他に不良債権処理等の過程で、中小企業（子会社）から大企業（親会社）へ振替わった貸出金が391億円あり、これを加味すると実質の中小企業向け貸出は、27,113億円（同523億円増）となります。

・ 12年3月末計画の実施へ向けての取り組みについて

具体的には、以下のような施策により推進してまいります。

企業金融業務推進のための体制整備

平成11年6月までに、東京・大阪地区の事業法人機能を、東京地区3か店、大阪地区1か店の新設「法人営業部」に集約し、サービス内容はもとより、コンサルティング能力や情報提供能力を高めて、信託銀行としての専門性を発揮し、取引先のニーズに応じていく体制を強化しました。これにより、各法人営業部に配置された各業務の専門家が、従来以上に細かいニーズに対応し、今後とも当社の戦略分野である財務管理業務における取引が期待できる中堅・中小企業を中心に、より一層の貸出の推進を図ります。

中堅・中小企業の需資開拓推進

11年下期（11年9月に開催）の部店長会においても中堅・中小企業の需資開拓を再度徹底するとともに、今期から新設した各営業部店毎のマーケット戦略会議において、法人本部の各部、審査部署および営業部店とが一体となって資金需資を戦略的に追求する先の選定や、法人本部長自らが各営業店長宛てのヒアリングを実施しております。

11年11月から個社別の取引方針の策定を行っておりますが、証券代行や年金受託先等財務管理業務の取引があり、貸出取引がない先を含めた全取引先を対象として、更なる資金需要を追求してまいります。

また、需資開拓活動の一環として実施した中小企業向けアンケートを活用し、中小企業向け保証制度、制度融資および中堅・中小企業向けファンド

の利用を促進すべく注力して行きます。

中堅・中小企業向けファンドの充実

平成11年上期に中堅・中小企業の需資取り込みを支援するツールとして、中堅・中小企業向けファンドを設定しておりますが、前述のアンケート結果等も踏まえて、ファンドの内容を充実させるために、中期（期間1年以上3年まで）の商品を追加し、中期資金にも対応可能とし、より積極的な資金の供給を図ります。（11年下期中堅・中小企業向けファンド 設定額 500億円）

資産流動化を中心とした企業金融業務の推進

取引先の多様化した資金調達ニーズに対応すべく、融資業務以外にも信託機能を活用した、売掛金や手形債権等の資産流動化等を含めた資金供給を積極的に推進してまいります。平成11年度上期受託実績は期末残高で10,830億円（*旧三和信託分を含む）となっており、我が国でもトップクラスの実績を上げております。（11年度下期期末残高目標：11,000億円）。

会計制度の変更その他の要因により、企業のバランスシート戦略が重要となることは必定であり、資産流動化はそうした戦略を立案するにあたっての必要不可欠な手段であります。当社としては、これまで培ったノウハウで高い評価を得ている資産流動化業務を、当社の既存の取引先のみならず三和信託銀行の統合により引き継いだ新たな取引先に対しても提供することにより、これまで以上に幅広い取引先の円滑な資金調達、バランスシート戦略等に資することができるものと考えます。

以上の施策に加え、中核取引推進制度・事業支援制度の活用による資金需資の発掘に注力し、取引先の業績向上に貢献していく所存であります。

*平成11年10月1日三和信託と合併。

計数の比較上、三和信託分を含む数値とした。

貸出金の推移（平成11年9月末現在）

(残高)		(億円)				
		10/9月末 実績 (A)	11/3月末 実績 (B)	11/9月末 実績 (C)	12/3月末 計画 (注5)	備考
国内貸出	インパクトローンを含むベース	71,115	70,201	67,045	69,650	
	インパクトローンを除くベース	69,344	69,565	66,763	68,150	
中小企業向け (注1)	インパクトローンを含むベース	25,909	25,547	22,482	26,050	
	インパクトローンを除くベース	25,057	25,287	22,455	25,350	
うち保証協会保証付貸出		2	2	5	10	
個人向け		9,138	9,044	8,977	9,100	
うち住宅ローン		2,041	2,035	2,001	2,200	
その他		36,068	35,610	35,846	34,500	
海外貸出(注2)		6,572	4,047	2,357	1,900	
合計		77,687	74,248	69,402	71,550	

(同・実勢ベース 下表の増減要因を除く)		(億円)				
		10/9月末 実績 (A)+(E)	11/3月末 実績 (B)+(F)	11/9月末 実績 (C)+(F)+(G)	12/3月末 計画 (注5)	備考
国内貸出	インパクトローンを含むベース	71,966	71,790	72,806	72,343	
	インパクトローンを除くベース	70,195	71,154	72,470	70,843	
中小企業向け (注1)	インパクトローンを含むベース	26,748	26,850	26,754	27,739	
	インパクトローンを除くベース	25,896	26,590	26,722	27,039	

(不良債権処理等に係る残高増減) (インパクトローンを除くベース)		(億円 ()内はうち中小企業向け)				
		10/上期中 実績 (E)	10年度中 実績 (F)	11年度 上期実績 (G)	11年度中 計画 (注5)	備考
貸出金償却		298(286)	806(550)	1,337(1,273)	500(350)	
C C P C 向け債権売却		-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
債権流動化		-(-)	30(-)	979(295)	200(-)	
会計上の変更(注3)		-(-)	-(-)	1,133(777)	-(-)	
協定銀行等への資産売却額(注4)		-(-)	-(-)	72(72)	-(-)	
その他不良債権処理関連		553(553)	753(753)	597(547)	-(-)	
計		851(839)	1,589(1,303)	4,118(2,964)	700(350)	

(注1) 中小企業とは、資本金1億円(但し、卸売業は30百万円、小売業、飲食業、サービス業は10百万円)以下の会社
または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人)以下の会社を指す。

(注2) 当該期の期末レートで換算。

(注3) 会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分。

(注4) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行への債権売却額。

(注5) 11年3月に承認された健全化計画より引用。